

「高鷲学園 児童養護指針」

はじめに

高鷲学園は軍人遺児の育成を目的とする施設からスタートし、今日まで60年余の歴史を積み重ねてきました。戦後の社会は大きな変化を遂げましたが、私たちはその時どきの社会の矛盾から生み出された児童養護問題を引き受け、家庭で暮らせない子どもたちの生存と成長・発達を守り、あわせてその家庭を援助してきました。

その為に、①人間的な信頼関係を築く養護②子どもの様々な発達要求を満たす養護③社会的自立をめざす養護、という3つの養護方針に添って、施設の子どもたちの生活と権利を守るために努力してきました。

1994年には「子どもの権利条約」が批准され、子どもに対する考え方は大きく変わりました。児童養護施設においても、子どもが権利行使の主体として位置付けられ、子どもの最善の利益を図ることの必要性が議論されました。しかしながら、現実的には、施設の人的・物的条件は不足しており、被虐待児童の増加に象徴されるように、家庭と子どもの問題は複雑化し、処遇上難しい問題を抱えた子どもたちは増えています。

そんな状況の中で、私たちは、児童福祉施設最低基準の改善に努力しながら子どもの権利が本当に守れる施設作りをめざします。

1. 私たちは、入所する子どもの施設生活に対する不安を軽くし、安心して生活できるような配慮と努力を行います。

- 子どもが入所する時、子ども、保護者などの施設見学の実施や一時保護所への面会などを通して施設生活の説明などに努めます。
- 子ども・保護者に今後の援助内容、面会、外泊、定期的な懇談などの説明を行い、同意を得る努力をします。
- 子どもが所持する物品、衣服などの私物は施設の条件が許す限り持ち込めるようにします。
- 児童相談所が策定した入所時の「援助計画」に基づいて、施設の「自立支援計画」を策定します。この自立支援計画は、子どもの最善の利益の見地に立って作成します。また、子ども、保護者に同意を得るために努力をします。
- 入所した子どもが新しい環境に慣れ適応できるように、子どもの状態に応じて十分に時間をかけた援助を行います。

2. 私たちは、子どもとの信頼関係を基礎にしながら、その子ども自身の発達や個性の状態に応じた援助を行います。

- 子どもと職員との個別的な関係を重視する担当制を中心に、子ども一人ひとりの発達要求に応え、その子どもの発達を保障し伸ばすように努めます。

- 子ども自身と保護者の思いや意見が反映され、短長期的な視野に立った「自立支援計画」を策定し、これに基づき子どもたちと学期ごとの目標を決め、個別援助を実施します。
- 子どもが健全な社会生活をする上で必要な基本的な生活習慣が身につくように援助します。
- 子どもの思考、判断、行動などの自主性や個性を尊重するとともに、子どもの興味、関心、能力に応じた多様な経験を保障する努力をします。
- 子どもが心身の健康を維持、増進するために援助と、疾病の時に適切な治療を受ける事ができるように努力します。
- 子どもの年齢や理解力を十分配慮した上で、自分の生き立ちを知り、保護者や家族について学ぶ機会を保障します。
- 子どもの年齢や発達段階に応じた性教育に取り組み、自分のからだを大切にすることや他者への思いやり、正しい性知識がもてるよう援助します。
- 援助する上で問題を抱えた子どもに対しては、担当職員と継続的な関係を考慮しつつ、職員集団として明確で具体的な方針をもち、他機関とも連携して多面的な援助を行います。
- 子どもが地域の子どもたちと共に成長できるように、地域と積極的な交流を行います。
- 子どもたちに心のケアを含めた治療的援助を行うために専門職との協働を行います。

3. 私たちは、子どもたちが安心して生活できる環境を保障し、子ども同士が集団の中で育ち合う関係がつかれるように援助します。

- 子どもたちの自治能力を高める援助をしながら、子どもたちの生活が子ども集団の自治によって進むことができるようにします。また、子どもたちが自治会を組織し開催する援助をします。学年の集いやグループの集いを行い、そこで子どもたちから出た意見が自治会の中に反映できるよう援助します。
- 子どもたちが生活全般において、仲間を大切に、共に育ちあう努力をするように助言し援助します。
- 子どもたちの意見を十分に尊重しながら、規律ある生活が保たれるように援助します。
- 子どもたちがお互いに平等であり、差別したり暴力をふるったり、他の子どもを強制的に従属させることは許されない事を教えます。
- 子どもたちが年少の子どもや力の弱い子をいたわり、必要に応じて援助することが大切である事を助言します。

4. 私たちは、食文化を大切に、子どもの成長、発達、健康の維持に必要な栄養を確

保するとともに、心が満たされるような温かい食生活をめざします。

- 子どもたちの嗜好や状況を尊重し、個々に合わせた食事作りに努めます。
- 楽しく食事ができるように環境整備や雰囲気作りに気を配ります。
- 健康的な食習慣と食事マナーを身につけ、年齢に応じた食育を継続的に実施するよう、努めます。
- 将来の自立を見通し、基本的な調理技術を習得できるように援助します。
- 家庭的な食事づくりをする中で調理職員も子どもたちと食事を共にしながら関係作りに努めます。

5. 私たちは、子どもたちが文化的で快適な生活が送れるように、住環境の整備と美化、改善に向けて努力します。

- 居室に個人用の学習机や収納家具を備え、子どもがくつろげる空間を確保します。
- 快適な生活の為に子どもたちと共に清掃、美化に努めます。
- 居室及び共用部分に備品や冷暖房などを整備し、居住性の向上に努めます。
- 居室の人数は2～3人を限度とし、中高生には個室を用意するように努め、住環境でのプライバシーを守ります。

6. 私たちは、子どもが基礎学力をしっかりと身につけ、自分にあった進路が見つけられるよう援助します。

- 子ども一人一人の学力状況を把握し、学力に応じた個別的な学習指導と援助を行います。
- 落ち着いて学習ができ、意欲の向上につながるような学習環境の整備に努めます。
- 高校進学を控えた子どもに対しては、ボランティアによる個別指導や模試、学習塾などの利用を計画し、学力の向上に努めます。
- 学校、児童相談所、保護者と密接な関係を取り合いながら、子どもの進路選択とともに援助していきます。
- 公立および私立の全日制高校、特別支援学校、職業訓練校、定時制高校を含めた高等教育を受ける機会を保障します。
- 専門学校、大学教育を希望する子どもには可能な限りの援助を行います。

7. 私たちは子どもの利益を第一に考えながら、保護者、家族との関係の継続、改善、回復を図るための援助をします。

- 保護者、家族への連絡や面会、外出、帰宅は子どもの希望を尊重して、できる限り自由に行えるように心がけます。
- 保護者、家族の立場を理解し共感もしながら、保護者と協力し合っって子どもの養育にあたる努力をします。

- 自立支援計画に基づく生き立ち学習や進路指導の内容については保護者、家族に説明を行い、同意を得られるように努力します。
- 保護者、家族による虐待や不適切な養育がある場合は、子どもの権利擁護を第一の目的とし、他機関と連携して親権の不当な行使（濫用）から子どもを守ります。
- 子どもの入所に至った諸事情に好ましい変化が起きた場合は、子どもの希望を尊重した上で早期に家庭復帰が実現できるように援助します。
- 保護者対応がスムーズに行えるように保護者対応ノートを活用します。

8. 私たちは、施設を退所する子どもに、社会生活への準備期間として必要に応じ個別的に援助します。

- 子どもが社会生活を送る上で必要な生活知識、生活技術が身に付くように援助します。
- 子どもの必要に応じて、免許、資格の取得に努めます。
- 自立訓練として必要な場合、アルバイトを体験させます。
- 家庭引き取りになる場合は児童相談所と連携し、家庭の様子を把握しながら、事前に帰宅を繰り返し、親との生活に慣れるように援助します。
- 被虐待児の家庭引き取りの場合は、特に慎重に対応するように努めます。
- 進路については学校やその他の諸機関との連携を密にし、できるだけ多くの情報を提供し相談に乗り、子ども自身がしっかりした自己選択と決定ができるように援助します。
- 施設退所後も、必要に応じて子どもの様子、職場訪問、あるいは親子の状況を見守っていくなどの援助を行えるよう努めます。
- 学校卒業後すぐの自立が困難な子どもに対しては、一定期間の生活援助を行うように努力します。

9. 私たちは、子どもの権利擁護の視点に立った援助技術の向上に努めます。

- 子どもの権利ノートを活用しながら子どもの権利意識を高めます。
- 子どもへの体罰や暴力はいかなる状況にあっても、これを許しません。
- 心や身体を傷つける粗野な扱い、差別的言動、からかい、軽蔑、脅しなども許しません。
- 子どものプライバシーは尊重して守ります。
- 職員集団のチームワークのもとで、指導のあり方についての検証が日常的に行われる職場環境作りに努力します。

以上

2009年4月1日改定